

## 議案第21号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。

第6条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第8条の2第9項第3号中「を除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え、同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（規則への委任）

2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。